

社会福祉法人たんぽぽ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんぽぽ会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二二条及び評議員選任・解任委員会運営規則第7条の規程に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人たんぽぽ会役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6号 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

※ この額から源泉徴収をおこなうものとする。

(1) 評議員

	日 額
評議員会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	6,000 円
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会等への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(5) その他、理事長が必要と認めた者

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円